鹿行広域事務組合火災予防条例の一部改正(別表第3)について

対象火気設備等及び対象火気器具等に関する条例制定の基準を定める「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。)が、制定当時に想定されていなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、一部改正されました。

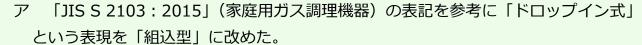
この対象火気省令の改正に伴い、鹿行広域事務組合火災予防条例の一部改正を行ったものです。

火災予防条例の改正内容(平成28年4月1日施行)

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を定めた別表第3に、下記の対象火気設備の追加等を行いました。

1 ガスグリドル付こんろを追加

- (1) ガスグリル付こんろと同じ項にガスグリドル付こんろを追加
- (2) 規定の表現を整理



- イ 設備又は器具の形態及び機種について、考えられる全ての組み合わせを列挙した。
- 2 入力が 5.8kW 以下である電磁誘導加熱式調理器を追加
- (1)入力 5.8kW 以下(1口当たりの入力 3.3kW 以下)の電磁誘導加熱式調理器を追加
- (2) 別表第3に規定する電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合
- (3) 規定の表現を整理 今回の改正に併せて、備考欄の体裁を整える等の改正を行った。

経過措置

今回の改正により、新たに別表第3に追加された機器で、既に「対象火気設備等及び対象 火気器具等の離隔距離に関する基準」(平成14年消防庁告示第1号)により得られた距離で 消防長等が認めたものとして設置されているものについては、引き続き当該距離を適用する ことが可能であることから、経過措置は設けないこととした。

用語の説明

対象火気設備等及び**対象火気器具等**とは、火を使用する設備、器具又はその使用に際し、

火災の発生のおそれのある設備、器具のことです。

(例) 風呂釜、厨房設備、移動式ストーブ、こんろなど

ガスグリドル付こんろ

直火により加熱したプレートによって、主として伝導熱 で調理する機器



